

特別支援教育に関する専門家チーム
委員会の在り方研究部

研究主題

特別支援教育に関する専門家チームと連携した
校内支援委員会の在り方

村	田	藤	江	
佐	々	木	子	南小学校教諭
坂	本	仁	樹	北小学校教諭
白	倉	條	子	中央小学校教諭
岡	部	節	郎	上新井小学校教諭
佐	々	泉	久	北野小学校教諭
長	木	太	仁	南陵中学校養護教諭
宮	谷	陽	子	安松中学校教諭
	川	信	子	北野中学校教諭
	島		雄	

研究協力
立教大学助教授

大 石 幸 二

東京学芸大学助教授

藤 野 博

担当指導主事

木	島	敬	一
岩	間	健	一
山	中	徳	子

特別支援教育に関する専門家チーム委員会の在り方研究部 研究報告

研究主題 特別支援教育に関する専門家チーム委員会と連携した校内支援委員会の在り方について

概要説明 平成18年度から設置された所沢市特別支援教育専門家チーム委員会は、園児・児童生徒がLD等か否かの判断及び望ましい教育的対応について専門的な助言を園・学校に対して行っている。本研究では、平成18年度の専門家チーム委員会に関連する取り組みを検討し、各学校等において校内支援から専門家チームによる支援へどのように接続し、活かすべきか、その具体的方法や留意点を明確にした。その結果、校内研修の充実、校内支援体制の充実、巡回相談の活用、保護者との協力体制が重要であることが示唆された。

本研究の<キーワード>

○特別支援教育 ○特別支援教育専門家チーム ○巡回相談 ○校内特別支援委員会
○特別支援教育コーディネーター ○校内研修 ○教育支援検討班 ○校内支援体制

I 研究主題

特別支援教育に関する専門家チーム委員会と連携した校内支援委員会の在り方について

II 所沢市特別支援教育専門家チーム委員会

文部科学省は平成15年3月に「今後の特別支援教育の在り方について」の最終報告をだしている。ここでは、「障害の程度に応じ特別の場で指導を行う『特殊教育』から障害のある児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じて適切な教育的支援を行う『特別支援教育』への転換を図る」と示された。ここで、国、県、市の動向を概観する。

1 国の動向

文部科学省は、特別支援教育を「従来の特殊教育の対象の障害だけでなく、LD、ADHD、高機能自閉症を含めて障害のある児童生徒の自立や社会参加にむけて、その一人一人の教育的ニーズを把握して、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するために、適切な支援を行うもの」と定義し、平成19年度から本格的な取り組みがスタートする。それにともなって、学校教育法施行規則の改正等も行われている。

2 埼玉県の動向

埼玉県においては、平成15年11月埼玉県特別支援教育振興協議会検討結果報告に出された「ノーマライゼーションの理念に基づく教育の推進」を踏まえ、平成16年度から「児童生徒に心のバリアフリーを育む教育」と「障害のある児童生徒に社会で自立できる自信と力を育

む教育」を柱とするノーマライゼーションに基づく教育の推進に取り組んでいる。

「心のバリアフリー」とは、障害者に対する差別や偏見等の心の障壁を取りのぞくことであり、「心のバリア」は、障害のある児童生徒に対する同情や憐れみの感情からではなく「知り合う・触れ合う・学び合う」ことを通して、共感的に理解することで取り除かれる。

また、「社会で自立できる自信と力」とは、障害のある児童生徒が、障害の無い児童生徒と一緒に学べるという自信や、生活や学習上のつまずきを改善または克服できる力のことであるとしている。

具体的には、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が可能な限り一緒に学ぶ機会を拡大するため「支援籍」制度を導入し、平成21年度までに全県に普及定着することを目指している。

3 所沢市の動向

所沢市では平成19年度から全国展開される特別支援教育を比較的早期からスタートさせてきた経緯がある。

- ・平成14年度 「配慮を要する児童への支援の仕方について一学校として、担任として」（平成14,15年度 所沢市教育センター研究員研究 研究報告NO248）
- ・平成15年度 所沢市立教育センター主催「軽度発達障がいに関する研修会」開始
- ・平成16年度 「軽度発達障がいのある児童生徒に対する支援のあり方」（平成16,17年度 所沢市教育センター研究員研究 研究報告NO251）
- ・平成16年度 特別支援教育コーディネーター養成の研修をはじめ。市内の全ての小、中学校に特別支援教育コーディネーター（以下、コーディネーター）が指名され、特別支援教育校内委員会（以下、校内委員会）の設置を義務づける。
- ・平成18年度 所沢市の特別支援教育に関する専門家チーム委員会（以下、専門家チーム委員会）の発足。

4 所沢市特別支援教育専門家チーム委員会について

所沢市特別支援専門家チーム委員会は、「市内幼稚園・保育園及び市内小・中学校（以下、園・学校）からの要請に応じてLD, ADHD, 高機能自閉症か否かの判断及び当該園児・児童生徒への望ましい教育的対応について専門的な助言を園・学校に対して行う」との目的をもって設置されている。

専門家チーム委員会の構成員は、所沢市教育委員会の職員、養護学校並びに市内小・中学校の教員及び管理職、発達障害及び心理等の専門家、医師等である（表1）。

また別に、所沢市特別支援教育巡回相談員も設置している（表2）。

1 所沢市特別支援教育専門家チーム委員会構成

学識経験者		学校関係者						教育委員会関係			計
医師	大学教員	校長	教頭	小学校教諭	中学校教諭	養護学校教諭	養護教諭	健やか輝き支援室	就学支援担当	教育相談室	
2人	3人	2人	1人	4人	1人	1人	1人	4人	1人	4人	24人
精神科 精神科・心療 内科	人間科学 心理学 特別支援科 学	臨床心理士(2)人 特別支援教育士(2)人 県上級カウンセラー(1)人						指導主事(7)人 臨床心理士(1)人			

表2 所沢市特別支援教育巡回相談員構成

学識経験者	教育委員会関係者		計
大学教員	健やか輝き支援室	教育相談室	
3人	1人	6人	10人
人間科学 心理学 特別支援科 学	臨床心理士(3)人		

5 平成18年度の専門家チーム委員会開催状況

平成18年度は取り組みの初年度であるので、全市を4つのブロックに分け、それぞれのブロックにモデル校(園)を委嘱し、モデル校(園)からの事例に対応してきた。4つのブロックは「中央」、「東・南」、「北・西」、「幼・保」のブロックであり、各ブロック2回ずつの専門家チーム委員会を開催した。

表3 所沢市特別支援教育専門家チーム委員会開催日程

回	開催日	参加ブロック	回	開催日	参加ブロック
1	H18・5・25(木)	専門家チーム委員会発足	6	10・19(木)	中央ブロック
2	6・22(木)	中央ブロック	7	11・13(木)	北・西ブロック
3	7・13(木)	北・西ブロック	8	12・14(木)	幼・保ブロック
4	8・24(木)	幼・保ブロック	9	H19・1・25(木)	東・南ブロック
5	9・25(月)	東・南ブロック	10	2・22(木)	まとめ

III 校内支援と校内特別支援教育コーディネーター

校内特別支援教育コーディネーター(以下、コーディネーター)は、学校と福祉、医療等の関係機関との連絡調整役として、あるいは保護者に対する学校の窓口、担任の支援、校内委員会の運営や推進役といった役割を担っている。

1 校内における役割について

(1) 校内体制整備を支える校内研修会のあり方

特別な教育的支援を必要とする児童生徒への指導を校内で適切に行うには、教員の十分な共通理解と専門的知識が欠かせない。そのため、校内研修を組織的に活用し、教員の意識改革や特別支援を必要とする児童生徒に対する指導力を高めていく必要がある。

通常の学級に在籍する特別な教育的支援の必要な児童生徒にはLD、ADHD、高機能自閉症等の子どもたちがいる可能性がある。これらの児童生徒は、知的な遅れはないが、中枢神経系の軽微な障害に起因する認知発達、言語発達、運動発達等のつまずきのために、

特異な学習の困難さや生活行動面の不自由さ、生きにくさを強く意識するようになり、その結果、情緒的な不安定さ、不適応行動、不登校等の二次障害も示すようになる。

学校現場では、このような特別な教育的支援を必要とする児童生徒がいることは分かっているが、毎日の生活の中で、学級経営や授業の準備等に追われ、なかなか研修する十分な時間がないのが現状である。学級の中で起きていることやその児童生徒のようすは、実際に毎日接している教員が一番把握している。その中で、まず、今までの指導方法でうまくいかないのは、その子を持つ特性にあった指導が行われていないために効果があらわれにくいのだということを知ることがすべての教員が知ることである。そして、児童生徒に専門的知識を持って関わることの必要性を感じてもらうことが大切である。そのためには、校内研修の実施が不可欠である。

校内研修の内容としては、まず特別支援教育とは何かという基本を理解し、LD、ADHD、高機能自閉症等の障害について知ってもらうことである。小学校ではこれらの研修が比較的浸透してきている。中学校では、この研修をもう少し深める必要があると考える。これらの児童生徒が示す、学習面の困難さや生活行動面の不自由さ、生きにくさから生じる、情緒的な不安定さ、不適応行動等の二次的障害の問題は、中学校では顕著にあらわれることも多い。研修で知っている基礎的な知識と、現場での生徒の実態が結びつかず、結局はその生徒の起こす問題行動の対応に追われてしまう場合が少なくない。例えば発達障害という視点で見れば、自分の気持ちをうまく伝えることや、人の気持ちを読み取ることが苦手なためトラブルを起こしてしまうとも考えられる。このような視点は中学校の現場ではなかなかできないのが現状なのである。

以上のことにより、校内研修のあり方として次の例が考えられる。

- ① 軽度発達障害（LD、ADHD、高機能自閉症等の障害）についての理解を深める。
具体的事例を入れ、二次的障害や今後の見通しまでを含め、すべての教員に特別支援教育の必要性の分かる内容とする。（例 専門家からの講演）
- ② 特別な教育支援が必要な児童生徒の把握のため、簡易的にアセスメントできるチェックリスト（IV章参照）の使い方を研修する。
- ③ 校内での事例研修会を行う。校内にある資源（スクールカウンセラー、養護教諭、相談員等）を利用した支援の方策を立案する。

以上のような研修会を実施することで、軽度発達障害のある児童生徒を受け持つ学級担任の肩の荷も少し軽くなり、周囲で支える教員集団の気持ちにも変化が起きた例がある。生徒の状況は早急に大きく変化することは難しいが、教員の気持ちが前向きになり一人で抱え込まない体制を作っていくことができる。このような校内体制を整備するような研修会の実施はコーディネーターの大切な仕事の一つである。

（2）校内支援体制

このようにして教員の意識を少し変え校内体制の整備を意識しながら組織を作ると、校内委員会が動き出しやすい。コーディネーターの指名は所沢市では全小中学校でできている。校内委員会も既存の委員会（生徒指導部・教育相談部）に特別支援の機能を加えたもので活動を始めているものが多い。この中で特別支援について話し合う場と時間が設置される。校内委員会で話し合ったことを教職員全体が共通理解できるように必要に応じて、担任や関係者が参加しやすい開かれた組織にすることも大切である。

2 学校外との連絡・調整等の役割

コーディネーターに指名された人の立場は、現在学校により様々である。本来は学校全体を見渡せる立場の教員が良いが、障害児学級がある学校ではその担当者になる場合や通常学級担任がコーディネーターになっている場合もある。自分の受け持つ学級の仕事と全校を対象とするコーディネーターとしての仕事が重なり、時間的にも精神的にも非常に多忙になっているのが大きな課題である。校内委員会の組織の中で、仕事を分担することは状況により必要となるが、校外の他機関と連絡調整をする役割はコーディネーターが担当すると円滑な連携が図れる。

(1) 教育相談機関との連携

児童生徒の能力や可能性を最大限にのばしていくためには、専門的な判断が必要な場合がある。校内委員会で、より専門的な生徒理解や適切な指導法を検討した方がよいと判断した場合は、学校外の専門機関（所沢市では、所沢市立教育センター教育相談室、所沢市教育委員会学校教育課健やか輝き支援室）や医療機関との連携が求められる。（専門家チームとの連携は次の「IV校内支援から所沢市特別支援教育専門家チーム委員会への支援接続」で述べる）

(2) 小学校・中学校の学校間の連携

支援を継続させるためには小中学校のコーディネーター同士が十分連携を図ることが重要である。生徒の支援について中学校から小学校へ、過去の経過の問い合わせをしても、小学校では担任の教員がすでに異動していない場合もある。このような連絡・調整にもコーディネーターの役割は大変重要である。

(3) 盲・聾・養護学校（特別支援学校）との連携

小中学校が障害の状況や特性に応じた専門的指導を充実させるためには、障害のある児童生徒への専門的な教育を行っている盲・聾・養護学校との連携を図ることが大切である。本人だけでなく親への理解と支援、また卒業後の進路等、経験豊かなアドバイスを受けることができる。

3 保護者のニーズ

保護者が不安に思ったことや心配ごとを学級担任や学校に自由に相談できるかどうかは学校と保護者との信頼関係にかかっており、信頼関係の上に相談活動が始まることになる。保護者の子どもへの願いや学校に期待していることを聞き取っていくことが大切である。その際、学習面のことや行動面や生活面、また対人関係のことを丁寧に聞き取る。こちらの考えも伝えながら、協力しあっていく素地づくりとして今後の支援につなげていく。その後、できれば子どもの将来を見据えて、保護者に依頼すること、学校で支援していくこと、また外部機関や医療機関と連携していくことを明らかにし、支援の方策を明確にする。保護者と子どもの理解や支援を考えていくことが重要である。

IV 校内支援から所沢市特別支援教育専門家チーム委員会への支援接続

1 手続きの流れ

専門家チーム委員会を利用するまでの手続きの流れを、図1を参照しながら以下に述べる。

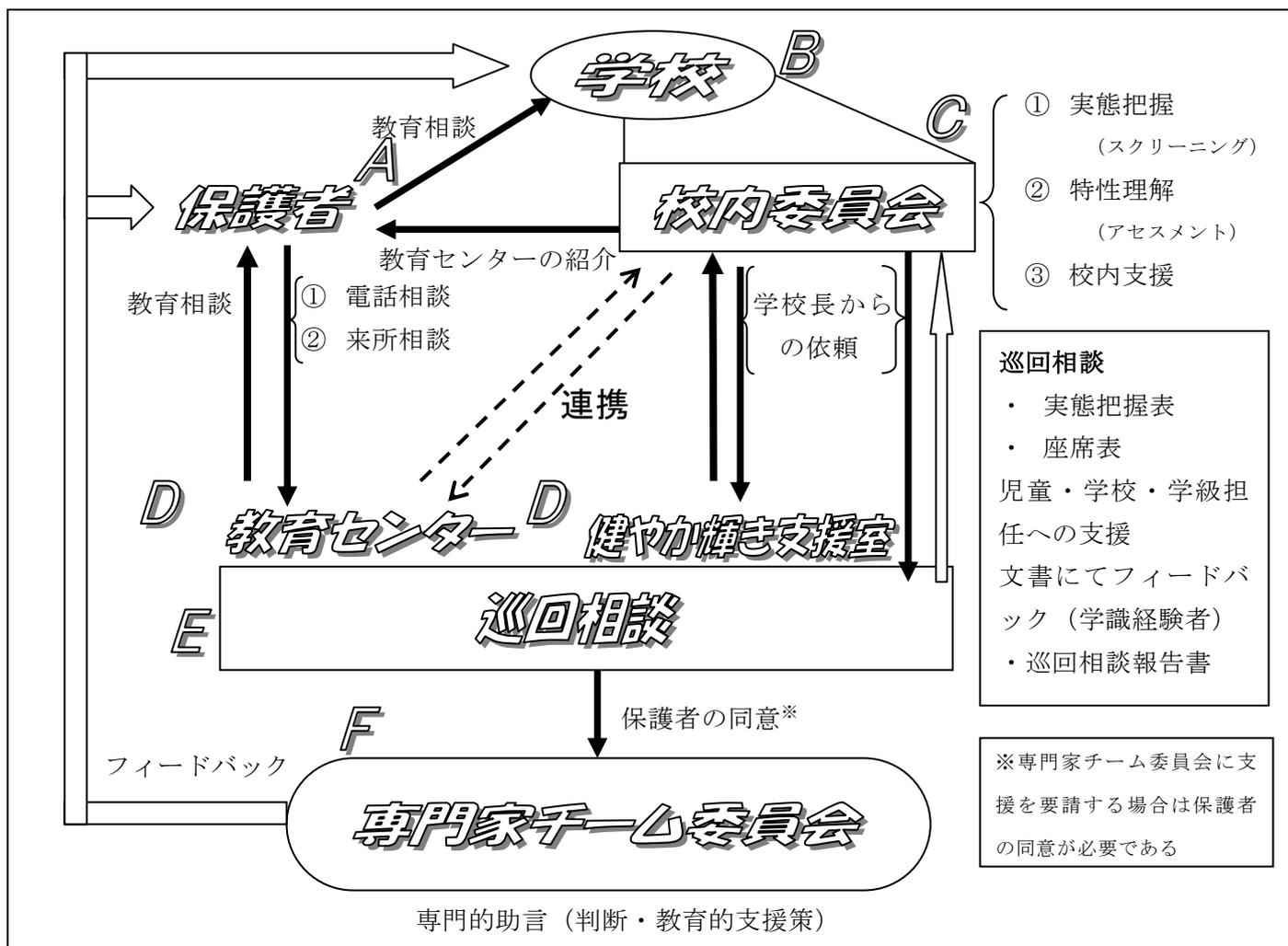


図1 専門家チーム委員会を利用するまでの手続き (小中学校の例)

A 保護者からの学校（担任）への相談

保護者からの相談は、まず学級担任をはじめとする学校関係者にされる場合が多い。この場合、学級担任以外にも養護教諭、コーディネーター、管理職等、学校の誰もが最初の相談者となる可能性がある。この段階から、保護者との好ましい人間関係や、共に子どもの理解・支援を創造していくことが求められる。

B 担任の気づき

日常の授業や生活場面等の中で、支援が必要であることに気づくことも多い。学習面や行

動面で特別な教育的支援が必要な児童生徒に早期に気づくこと、そして学級担任が一人で悩まず、学校全体で支援に取り組むことが大切になる。

① 実態把握（スクリーニング）

「わたしたちにきづいて」（別紙1）「わたしはこんな子」（別紙2）「ここまでわかります」（別紙3）等の評価表を利用し、児童生徒が困っていること、よいところや学習・行動特徴等を把握・理解する。

② 特性理解（アセスメント）

「ほんとうのわたしをみつけて Ver.2」（別紙4）「生育暦記入表」（別紙5）「実態把握表」（別紙6）保護者からの聞き取り等を行う。これにより、児童生徒の認知特性・社会性・行動面の理解を深める。これらの評価表等（別紙1～4）は平成16年度埼玉県立総合教育センター研究報告書第295号「一人一人の教育的ニーズに応じた支援の在り方に関する調査研究」（http://www.center.spec.ed.jp/d/h16_a.html）から入手できる。

C 校内支援

校内支援委員会における具体的な支援計画の検討・策定では、次のような視点で情報交換を図りながら学校全体の取り組みとして進める。

③ 校内支援

- ・ 個別の支援が必要か、その内容は誰が行うか検討。
- ・ 一斉学習における支援方法やTTによる支援方法の検討。
- ・ 教職員の共通理解と指導分担事項の検討。
- ・ 専門機関との連携事項の検討。
- ・ 研修の必要性や研修内容の検討。

D 教育センター教育相談室・健やか輝き支援室との連携

継続的な教育相談を保護者が希望、あるいは必要と判断された場合は所沢市立教育センター教育相談室を紹介する。また、学習支援員の派遣等は所沢市立教育センター教育相談室や所沢市教育委員会学校教育課健やか輝き支援室へ、園長・学校長から依頼・要請を行い検討・開始される。

E 巡回相談

校内支援委員会で児童生徒について、より専門的な理解や適切な支援が必要と判断された場合、所沢市特別支援教育巡回相談を利用する。巡回相談は園長・学校長の支援依頼（別紙7様式1）により要請する。

支援を依頼する学校や学級担任は、実態把握表や座席表を準備し、巡回相談員が児童生徒への支援と学級担任への支援を行う。

F 専門家チーム委員会

専門家チーム委員会により、指導・助言を受ける。さらに、教育支援検討班により具体的な支援が検討され、園・学校、保護者に支援内容がフィードバックされる。専門家チーム委員会による支援の実際については、V・VI章で詳説する。

2 巡回相談の活用

園・学校巡回相談は、相談員が直接、園・学校に行くことで、集団の中での子どもの実際の様子を観察したり、園・学校教職員から多くの情報を収集したりすることにより、迅速で正確な支援の方針を立てることができる。園・学校巡回相談により、園・校内での工夫で対応が可能となる場合も多い。その中で、専門家チーム委員会でのより多面的な支援の検討が必要と判断される場合がある。

3 保護者の同意について

専門家チーム委員会では、児童生徒がLD等であるか否かを判断し、専門的意見を求めることができる。しかしそれは、園・学校だけで支援の方策を探るのではなく、子どもをどのように理解し支援していけばよいか、保護者の十分な理解と協力が得られなければならない。そのためには、保護者の同意が必要となる。したがって、保護者のニーズが十分に高まっておらず、同意が得られない場合は、専門家チーム委員会を利用することはできない。

表3 専門家チーム委員会での協議参考資料

作成者	資料
学校から	「ほんとうのわたしをみつけて Ver.2 (出力表)」「実態把握表」
保護者から	「生育暦記入表」
関係機関から (教育センター・健やか輝き支援室・医療機関等)	WISC-III, S-M 社会生活能力検査, K-ABC, ITPA 等必要に応じて。 学習支援員による報告書等

4 専門家チーム委員会への依頼について

専門家チーム委員会への依頼は、別紙7様式2を園長・学校長が教育委員会へ提出する。

V 特別支援教育専門家チーム委員会の実際

1 支援対象児童生徒に関する判断

専門家チーム委員会では、まず対象児童生徒の担任から、児童生徒に関する情報が提供される。提供される情報は、第IV章に示した「ほんとうのわたしをみつけて Ver.2」、実態把握表、生育暦記入表、標準化された検査結果、対象児童生徒の作品（ノート、絵）等がある。学校での日常生活の様子や、家庭での様子等を報告する。特に、トラブル等が見られるときは、それがどのような場面で発現するのか、詳しく説明する。

次に、当該園の担当者や学校のコーディネーターからの報告がある。対象児童生徒が、当委員会では検討されるにいたった経緯を報告し、現在の学年になるまでの過去の資料等を紹介する。特に、コーディネーターが保護者との関わりがある場合は、保護者との面談を通して知り得た情報も報告する。

そして、対象児童生徒やその保護者が教育センター相談室や健やか輝き支援室の相談員との関わりがある場合は、担当相談員から報告も行う。WISC-Ⅲ等の知能検査を行っている場合は、その結果も報告する。また、相談室等での様子等、学校や家庭では見られないような様子が見られる場合もあるので、それらについても報告する。

また、巡回相談を担当した者や、対象児童生徒に関わった学識経験者からも報告を受けることもある。

そのほか、対象児童生徒において、特別に関わりの深い教職員等（キーパーソン）がいる場合には、委員会への出席を促す。担任やコーディネーターには見せない様子や、前年までの学校生活の様子等を報告する。

これらの報告の後、質疑応答を行う。

以上のような流れで対象児童生徒についての情報が集まったところで、学識経験者から最終的な児童生徒への判断を行う。学識経験者が心理学、特別支援科学の立場から意見を述べ、集まった専門家委員からも意見を聞き、最終的には医師がLD等か否か判断を下す。これによって、専門家チーム委員会での判断となる。

2 教育支援方法の検討

具体的な判断が出た後、専門家チーム委員による意見交換を通して、今後の支援方法を検討する。この際に参考になるのは、これまでの対応の中で実際に効果のあったものを学校関係者等、日々対象児童生徒に接している者からの意見である。特に、対象児童生徒の嗜好や特技等を知ることは、本人の自己有能感を高め、精神的な安定を図るための大変重要な要因となる。

学識経験者からの意見を踏まえ、基本的には児童生徒本人が最も得意なことや好きなことは何かということを手がかりに、支援方法を検討していく。また、支援を行うものも、できるだけ信頼を寄せている「キーパーソン」を検討し、キーパーソンが中心となって支援を行えるような方法を計画する。また、それ以外の教職員がどのような関わりができるか検討し、組織的な対応を考える。

計画された支援方法は、できるだけ現場で実行しやすいよう、専門家チーム委員会に参加している当該園・学校の教職員の意見を聞き、修正を加える。

専門家チーム委員会では、大まかな支援方法が検討されるが、これだけでは不十分な点があるため、具体的な支援方法や支援の内容は、専門家チーム内の学校関係者や巡回相談員等（教育支援検討班）が再度集まり、具体的方策を検討する。ここでは、学校現場の実態や保護者の考え等も考慮した、よりきめ細かな支援方法が検討される。例えば、専門家チーム委員会で考えられた支援方法が、当該園・学校の実態に合わない場合等もあるので、そのような時は実態に合った方策を考える。また、保護者の状況で、専門家チーム委員会から出された支援方法をそのまま実施できないこともあり、それを事前に察知できればこの場で修正を加えることもできる。つまり、専門家チーム委員会で検討された支援方法を、実際の園・学校や保護者が実践しやすいように修正を加える場をもつのである。